

平成 30 年 2 月 13 日

平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害に対する
金融上の措置の適用地域の追加について

丸三証券株式会社

このたび平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、災害救助法適用市町村（※）にお住まいのお客様に対し、下記の通り可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援をさせていただきます。

標記の件につきまして、2 月 8 日の「平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害に対する金融上の措置について」においてご連絡いたしました金融上の措置の適用地域に、福井県大野市および勝山市、鯖江市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町が追加されましたので、お知らせいたします。

記

- ・ お届印を紛失されたお客様に対する可能な限りの便宜措置
- ・ お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払のお申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

※災害救助法適用市町村

【福井県】福井市、あわら市、坂井市

(追加)

【福井県】大野市、勝山市、鯖江市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町

なお、詳細につきましては、お取引店もしくはお客様相談室（フリーダイヤル：0120-03-1319、平日：9:00-17:00）までお問い合わせください。

以上